

# 製品安全データシート

(Material safety data sheet)

## 1. 製品及び会社情報

製品名	刈払機用グリス		
会社名	ザーレン・コーポレーション株式会社		
所在地	大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル 10 階		
担当部門	営業部	電話番号 06-6314-0919	FAX 番号 06-6314-0929
緊急連絡先	技術研究所	電話番号 06-6314-0930	
整理番号	2768		
制定日			
改訂日	2014/05/29		

## 2. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分 混合物

### 成分及び含有量 (wt%)

物質名	CAS No.	含有量 (wt%)
二硫化モリブデン	1317-33-5	1~5
2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	128-37-0	1~5
潤滑油添加剤	企業秘密	1~5
リチウム複合石鹸	企業秘密	5~15
鉱油	64742-54-7	80~90

## 3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性	変異原性の恐れがある物質を含有している。
有害性	有用な情報なし。
環境影響	燃えやすい固体である。
物理的および化学的危険性	有用な情報なし。
特定の危険有害性	消防法の非危険物 指定可燃物(可燃性固体類)である。その他の有害性。
分類の名称	

## 4. 応急処置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等で覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師の診断を受ける。
皮膚(又は髪)に付着した場合	直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸で洗う。又、水泡、痛みなどの外観変化や症状が出た場合には、必用に応じて医師の診断を受ける。
目に入った場合	直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗う。水及び石鹸で数分間注意深く洗い、瞼の裏まで完全に洗うこと。できるだけ早く医師の診断を受けてください。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	無理には吐かせないで直ちに医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

## 5. 火災時の処置

消火剤	粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂。
特定の消火方法	水を消火に用いてはならない。 可燃性のものを周囲から早く取り除く。

指定の消火剤を使用すること。  
 消火活動は風上より行うこと  
 初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。  
 大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。  
 高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。  
 適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

**消火を行う者の保護具**

**6. 漏出時の措置**

**人体に対する注意事項**

除去作業の際には必ず適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

**環境に対する注意事項  
 除去方法**

河川、下水道等に排出され、環境への影響を起こさない様に注意する。  
 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。  
 着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。  
 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。  
 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。  
 漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。  
 付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処理をする。  
 風上から作業し風下の人を退避させる。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

**取扱い**

**技術的対策**

換気のよい場所で取り扱う。  
 周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。  
 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。  
 取扱い後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。  
 取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行う為の設備を設置する。  
 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。  
 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。  
 休憩場所には手袋の汚染された保護具を持ち込んではいならない。  
 皮膚、粘膜または着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。  
 密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。

**注意事項**

発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。  
 屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。  
 容器を転倒させ、衝撃を加え、又はひきずる等の粗暴な取扱いをしない。容器はその都度密栓する。

**安全取扱い注意事項**

**保管**

**適切な保管条件**

直射日光を避け火気熱源から遠ざける。  
 通気の良い場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。  
 防湿に留意する。  
 長期間の保管を避ける。

**安全な容器包装材料**

特になし。

**8. 暴露防止及び保護措置**

**設備対策**

取扱い設備は防爆型を使用する。  
 排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。  
 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。  
 屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

管理濃度	データなし
許容濃度 (ACGIH)	TWA 10mg/m <sup>3</sup> (2,6-ジ-ターシャリ-ブ-チル-4-クレゾ-ル) TWA 5 mg/m <sup>3</sup> (オイルミスト (鉱油) として)
<b>保護具</b>	
呼吸器用の保護具	必要に応じて防毒マスク (有機ガス用) を着用する。
手の保護具	長時間、または繰り返し接触する場合には耐油性の手袋を着用する。
目の保護	普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具	耐油性の長袖作業服等を着用する。
適切な衛生対策	作業中は飲食、喫煙をしない。 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	灰黒色のグリース状
臭い	鉱物油臭
pH	データなし
物理学的状態が変化する特定の温度/温度範囲	
融点 (°C)	データなし
沸点 (°C)	データなし
引火点 (°C)	>200°C
発火点 (°C)	データなし
爆発特性 (%)	上限 データなし 下限 データなし
蒸気圧 (KPa)	データなし
蒸気密度	データなし
密度 (g/cm <sup>3</sup> )	0.91
溶解性	
溶媒に対する溶解性	水に難溶

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常条件で安定 加熱や燃焼により分解し、窒素化合物、硫黄酸化物などの有害なガスを生じる。
反応性	自己反応性なし
避けるべき条件	火気、酸化剤から離しておく。
危険有害な分解生成物	CO (一酸化炭素)、NOx (窒素酸化物)、SOx (硫黄酸化物) 等が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	2,6-ジ-ターシャリ-ブ-チル-4-クレゾ-ル LD50: 890mg/kg (ラット) 二硫化モリブデン LD50: 16g/kg (ラット)
局所効果	2,6-ジ-ターシャリ-ブ-チル-4-クレゾ-ル 500mg/48H; (皮膚) 軽度の刺激; 500mg/48H; (眼) 中程度の刺激 (ラビット)
感作性	データなし
慢性毒性・長期毒性	データなし
発がん性	データなし
変異原性	2,6-ジ-ターシャリ-ブ-チル-4-クレゾ-ル 染色体異常; ハムスター (生体外); 陽性
催奇形性	データなし
生殖毒性	データなし
その他	データなし

## 12. 環境影響情報

移動性	データなし
残留性/分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
生体毒性	
魚毒性	データなし

その他

データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物の廃棄方法

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。  
 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。  
 排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。  
 廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。

汚染容器・包装の廃棄方法

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14. 輸送上の注意

国内規制

陸上輸送 消防法

非危険物 指定可燃物(可燃性固体類)  
 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

高圧ガス保安法

該当しない

海上輸送 船舶安全法

船舶安全法等に定められている運送方法に従う。

航空輸送 航空法

航空法等に定められている運送方法に従う。

輸出 輸出貿易管理令

別表第1の16項(キャッチオール規制)に該当

国際輸送分類

国連番号 (UN No.)

非該当

容器等級

非該当

危険物船舶運送及び

貯蔵規則上の分類

非該当

国連分類 (IMDG コード)

非該当

IATA 危険物規則分類

非該当

15. 適用法令

労働安全衛生法

有機溶剤中毒予防規則

非該当

安衛法 57 条の 2

第 1 項施工令第 18 条の 2

(名称等を通知すべき有害物)

鉱油、2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール、モリブデン化合物

安衛法 57 条

第 1 項施工令第 18 条

(名称等を表示すべき有害物)

非該当

特定化学物質等障害予防規則

非該当

鉛中毒予防規則

非該当

施工令別表 1-5

危険物・可燃性のガス

非該当

化審法 (指定化学物質)

非該当

海洋汚染防止法

油分排出規制 (原則禁止) (ノルマルヘキサン抽出物) 鉱油

化学物質管理促進法 (PRTR 法)

第一種指定化学物質

No. 346 Mo として 1.8%

大気汚染防止法

非該当

水質汚濁防止法

油分排出規則 (5mg/L 許容濃度) 鉱油

水道法

非該当

下水道法

鉱油類排出規制 (5mg/L 許容濃度) 鉱油

悪臭防止法

非該当

オゾン法保護法

非該当

廃棄物処理法

産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)

食品衛生

非該当

薬事法

非該当

毒物及び劇物取扱法

非該当

---

## 16. その他の情報

- 引用文献**
- 1) 労働安全衛生法 MSDS 対象物質第全データ(化学工業日報社)
  - 2) 13700 の化学商品(化学工業日報社)

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。この情報は新しい情報を入手した場合、追加又は改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。